議案第１８７号

さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１１月２５日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第１条　さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成１３年さいたま市条例第３６号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（期末手当） 第５条　［略］ ２　期末手当の額は、それぞれ、その基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は任期終了した日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に１００分の４５を乗じて得た額の合計額に１００分の１８０を乗じて得た額に、基準日以前６月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ⑴～⑷　［略］ ３　［略］	（期末手当） 第５条　［略］ ２　期末手当の額は、それぞれ、その基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は任期終了した日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に１００分の４５を乗じて得た額の合計額に１００分の１７５を乗じて得た額に、基準日以前６月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ⑴～⑷　［略］ ３　［略］

第２条　さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（期末手当） 第５条　［略］ ２　期末手当の額は、それぞれ、その基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は任期終了した日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に１００分の４５を乗じて得た額の合計額に１００分の１７７．５を乗じて得た額に、基準日以前６月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ⑴～⑷　［略］ ３　［略］	（期末手当） 第５条　［略］ ２　期末手当の額は、それぞれ、その基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は任期終了した日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に１００分の４５を乗じて得た額の合計額に１００分の１８０を乗じて得た額に、基準日以前６月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ⑴～⑷　［略］ ３　［略］

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

（適用）

２　第１条の規定による改正後のさいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第５条第２項の規定は、令和８年１２月１日から適用する。

（期末手当の内払）

３　改正後の条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前のさいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（委任）

４　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。